

件名	愛媛県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例
主管課	警察本部生活案全部生活安全企画課
根拠法令等	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第119号） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第369号） （附則改正：地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正）

【改正の概要】

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴い、受付所を設けて営む無店舗型性風俗特殊営業（デリバリーヘルス）に係る営業区域及び営業時間を制限するとともに、性風俗関連特殊業者に対する書面の交付等に係る手数料を徴収しようとするもの

1 デリバリーヘルスの規制

無店舗型性風俗特殊営業（デリバリーヘルス）のうち、受付所（客が出入りする事務所等）を設けて営むものについて、店舗型性風俗特殊営業と同様の規制を行う。

距離規制

病院及び診療所（入院施設を有するもの）から200メートル以内は禁止

区域規制

松山市道後多幸町のうち、県道六軒家石手線の各一側について幅20メートルの区域以外は禁止

時間規制

深夜（午前零時から日出時までの時間）の営業は禁止

2 性風俗関連特殊業者に対する手数料（新設）の徴収

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴うもの

営業の届出

店舗型風俗特殊営業・店舗型電話異性紹介営業	11,900円
無店舗型性風俗特殊営業（受付所を設けるもの）	3,400円 + 受付所1箇所ごとに8,500円
無店舗型性風俗特殊営業等（受付所を設けるもの以外）	3,400円

変更の届出

受付所の新設	1,900円 + 受付所1箇所ごとに8,500円
受付所の新設以外	1,500円
再交付	1,200円

3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴う規定整備

条例第1条関係（趣旨）	法第22条第4号	法第22条第5号
	法第31条の3第2項を追加	
条例第9条関係（年少者の立入時間の規制）	法第22条第4号	法第22条第5号

施行日 平成18年5月1日

【その他参考事項】

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正の概要

- ・人身取引の防止のための規定の整備
- ・性風俗営業の規制の強化
- ・性風俗営業等に係る集客行為の規制の強化
- ・少年指導委員に関する規定の整備
- ・罰則の強化

「デリバリーヘルス」

電話等で申込みを受け、客の自宅やホテルに従業者を派遣し、性的サービスを提供する業態

〔営業所数〕

	平成15年末	平成16年末	平成17年9月
全国	16,864	21,570	
愛媛県	248	297	330